

軍事環境問題と経済学

— 被害の視点から —

Military Environmental Problems and Economics: From View of Damages

林 公 則

HAYASHI Kiminori

要旨

本稿の目的は、第1に、経済学が軍事をどのように扱ってきたのかを明らかにすること、第2に、軍事環境問題に特有の被害の性質を明らかにすること、第3に、軍事環境問題に特有の被害の性質を経済学に取り入れることの意義を示唆することの3点である。

本稿で明らかになった点は、以下の通りである。第1に、スミス以降の経済学は、軍事を経済学の主要な対象として基本的には取り扱ってこなかった。ケインズ経済学や軍事経済化の議論など、直接的もしくは間接的に軍事を扱ってきた考え方でさえ、軍事環境問題によって引き起こされた人間や環境への被害を考察の外においてきた。第2に、軍事環境問題に特有の被害の性質とは、生の破壊である。軍事環境問題による被害は、産業公害や公共事業による環境破壊とは比べ物にならないほど深刻になる。第3に、生の破壊を考慮に入れた経済学は、交換価値の側面を重視しすぎることなく、人間的生に関わる価値の側面（特にストック量）を考慮する。

1. はじめに

産業公害が重大な社会問題ととらえられるようになったのは日本においては1960年代であり、その深刻な被害を解消するために諸々の環境政策が打たれるようになった。しかし、産業公害以上に深刻な被害が多々生じていたにもかかわらず、軍事活動によって引き起こされる環境問題（軍事環境問題）の被害への対処はほとんどなされず、また、学問上でも取り上げられることがほとんどなかった。

軍事環境問題による被害が見過ごされてきた主な理由として、①被害を引き起こす主体が基本的には私企業ではなく国家であったこと、②情報が秘匿されやすかったこと、③被害が見えにくいところに押し込まれていたことがあげられる。①に関して言えば、1980年前後までは、多くの人々にとって「公共性」は、国家が遂行する戦争や公共事業などによって生じる被害を一方的に受忍させられるときに使用されるマジック・ワードだったため（齋藤 2000:1）、民間部門による公害以上に公共部門による公害では、人々が声をあげづらかった。また、特に軍事に関して言えば、政治的関与を疑われることを嫌って研究者

が対象にしづらいテーマであった。②に関して言えば、軍事が国家の専管事項とされてきたことも加わって、長い間、軍事情報は一般の人々から遠ざけられてきた。軍事情報が国家によって独占され、諸々の公共政策のなかでも軍事は特に聖域とされてきた。この結果、軍事環境問題の発生にもかかわらず、軍事に対する環境政策はほとんど実施されてこなかったし、軍事を優先するあまり被害の実態でさえ十分に明らかにされてこなかった。③に関して言えば、沖縄問題が典型だが、軍事基地は中央から離れた辺境に集中させられることによって、多くの人々の目から遠ざけられた。

本稿ではこれまで研究が立ち遅れてきた軍事環境問題を対象とするわけだが、特に経済学との関連でこの問題を取り上げる。ここでの目的は、①経済学が軍事をどのように扱ってきたのかを明らかにすること、②軍事環境問題に特有の被害の性質を明らかにすること、③軍事環境問題に特有の被害の性質を経済学に取り入れることの意義を示唆することの3点である。

この目的を達成するために、第2節では、経済学が軍事をどのように取り扱ってきたかをみることを通じて、そこに人間や環境への被害という視点が欠けていたことを指摘する。第3節では、人間や環境への被害という視点をもった公害の政治経済学を検討する。第4節では、公害の政治経済学によって得られた原則によって被害者救済と被害予防という成果をあげた大阪空港公害訴訟をみる。第5節では、同じ航空機騒音被害にもかかわらず、被害者救済も被害予防も極めて限定的にしか実現していない横田基地公害訴訟をみる。第6節では、横田基地公害訴訟で極めて限定的な成果しかあげられていない根本的な原因、すなわち、軍事環境問題に特有の被害の性質である生の破壊について触れる。そして最後の第7節では、生の破壊を考慮に入れた経済学を考えていく意義を述べる。

2. 軍事と経済学

経済学は軍事をどのような存在として扱ってきたのだろうか。

経済学の父と呼ばれるアダム・スミスの重要な発見の1つに、分業による生産量の増大がある。スミスはこのことをピン工場の例を使って説明しているが、端的に言えば、1人でピンをつくるためのすべての工程を受け持つよりも1工程に特化した人間が幾人かで分業してピンをつくるほうが、それぞれのやり方の全労働量が同じでも、社会的に多くの生産物を生み出せることを発見したのである。財やサービスの供給が不足していた時代において、生産量の増大は貧困の解消に欠かせないものだった。経済学が取り組むべき重要な社会問題に貧困があるが、スミスは古典的貧困を解消するための分業という原理を見出した。

分業という原理が工場内だけでなく、職業上の社会的分業、国家間の国際分業と拡大していくにつれて、自給自足的な経済は徐々に失われ、人々は生活のために必要な財やサービスを市場で手に入れるようになっていく。分業の進展は市場経済の拡大を伴わざるをえず、その結果、スミス以降の経済学は、市場（民間部門）の分析がメインになっていく。公共部門である軍事は経済学で取り扱う主要なテーマとされてこなかったため、軍事を研究対象に含む代表的な経済学の考え方は以下で紹介するものに限られた。

市場の役割を重視する古典派経済学では、政府の支出はどのようなものであれ「非生産的」(国家経済の発展にとってマイナス)なものとして前提されていた。国防は国家の重要な役割だが、「非生産的」な支出であるという理由で軍事支出は少ないほうが望ましいとされた。つまり、公共部門は市場を乱す要因であるから、必要最低限以上の公共支出は具体的な分析以前に悪とみられた。

一方、官房学に起源をもち国家の役割を重視するドイツ財政学では、政府の支出は国家経済にとって不可欠かつ有益なものであるとされ、政府の支出は無条件に「生産的」なものと考えられた(島 1963:20-21)。また、公共部門の支出を正当化した代表的な考え方にケインズ経済学がある。世界恐慌という深刻な事態から抜け出すために、ケインズは政府の支出による有効需要創出の必要性を説いた。ケインズが軍事支出の増大を望んだかどうかは別にして、この考え方は当時の大統領フランクリン・ルーズベルトに利用された。ルーズベルトは、不況対策として1930年代に実施されていたニューディール政策の限界を認め、軍備拡張政策を不況の打開策として採用した。第2次世界大戦によって軍需品の受注が増大したこともあって、軍備拡張政策はニューディール政策がなしえなかった繁栄を米国にもたらした。そして、軍備拡張政策としての巨額の軍事支出が不況打開策として有効に機能し軍事産業に巨大な利潤をもたらした事実は、第2次世界大戦以降の不況時にも軍事産業が軍事支出に依存する体質と米国政府が不況対策として軍事支出に依存する体質とを生み出した(藤村 1971:34-73)。すなわち、ドイツ財政学と同様にケインズ経済学においても、軍事がどのような結果を生んだとしても、軍事支出は「生産的」なものとして是認されたのである。

軍事支出への資源配分の最適性を追及する「防衛の経済学」と呼ばれている学問がある。新古典派経済学をベースとするこの学問では、需要関数を利用して防衛財と非防衛財への資源配分を導出する(サンドラー・ハートレー 1999)。軍事支出の国内生産物や雇用への効果や他国に対する国際的影響も研究範囲であるが、軍事環境問題をはじめとする軍事支出によって引き起こされる諸問題には目を向けない。防衛の経済学と同様の考え方に、「効用計算予算運用法」(Planning Programming Budgeting System:PPBS)がある。PPBSは、軍産学複合体による軍事支出の不要な膨張を抑制するために、米国でロバート・マクナマラ長官の時代に導入された。重要なのはプログラミングの手続きで、最大の効果(破壊効果)をあげる各手段の費用を計算し、最小の費用で最大の効果を達成する、いいかえれば限られた資源を最も適正に各手段に配分するようにすることである。マクナマラ長官の「費用対効果比」とか「資源の最適配分」とかの考え方にもとづく予算改革は、もっとも効率的な国防資源の動員を狙ったものであると考えられないことはないが(島 1966:55-59)、PPBSもまた軍事支出の負の部分の考慮していない。

公共経済学における公共財の概念は、非排他性や非競争性(対価を払わずに消費でき、また誰かの消費が他者の消費を妨げることがないという性質)などの財の性質によって定義づけされるに留まっている。しかし財の性質による定義づけから「どのような財が公共的に供給されるべきか」の建設的規準が導き出されるわけではない(坂井 1980:80)。こうした公共経済学の見方によるならば、国防は最高位の公共財(純公共財)となる。なぜなら、国防という財(サービス)が、高度に非排他性かつ非競争性を有しているとされているからである。この結果、最高位の公共財である国防は、最高の公共性を有すると主張

される場合がある。しかし、軍事環境問題をみれば明らかなように、軍事による国家安全保障政策が無条件に公共性を有するとはいえない状況が出てきているが、公共経済学はこの問題にはこたえてくれない。

多くの経済学の考え方が、軍事支出の「生産性」を是認するか、その必要性の具体的検討を放棄する中で、現代資本主義経済を批判する立場から軍事経済を捉えた諸研究だけは、軍事支出の増大による財政破綻、軍産学複合体を構成する一部の人々への利益の集中、軍事による経済的資源の吸引、米国への政治的・経済的従属性、軍事が技術発展の方向性に及ぼす悪影響といった観点から軍備拡張政策に異議を唱えた。なお、軍事経済を対象とした諸研究においては、国民経済が全面的に軍事化しているような戦時経済や戦争経済が研究対象とされるのではなく、すでに平時に軍需生産の一定の割合が国民経済の中に定着している状態、あるいは軍事上の目的のために戦略物資が貯蔵されたり、経済、科学、外交を統合したような高いレベルの戦略上の目的から、広く軍事産業の基礎となるような重化学工業の高度成長がはかられたりしている状態が研究対象とされている。日本と米国における軍事経済の形成・発展過程や軍産学複合体の実態解明に特に力点が置かれてきた(小椋・島 1968、坂井 1984、木原 1994)。

軍事経済化の議論は、軍備縮小を目指していく上で重要な意義をもっている。しかし、軍事経済化の議論もまた、軍備拡張を基本的には経済的な視点から批判しているに留まっている。軍備拡張の最大の問題点は、はたしてそれが軍産学複合体に莫大な利益を得させたり、国家財政を破綻させたりすることなのだろうか。核兵器をはじめとする極めて環境破壊的な諸兵器が開発され、大量に生産され、各地に拡散している現代において、考察の対象に入れなければならない重大な要素に「被害」があるのではないか。上記のいずれの経済学も軍事により引き起こされた人間や環境に対する被害を考察の外に置いてきた。また、経済的な観点を除いて、軍事がよいものなのか悪いものなのかという価値判断を基本的には避けてきた。しかし、たとえ安価で高性能な兵器が日本独自の技術で開発・導入され軍事支出が減少したとしても、それが大量に人間や環境を破壊し人権や人類の存在自体を脅かすのであれば、その軍事支出の減少は必ずしも望ましいものとはいえないといった視点が必要になってきているのではないか。

第3節では、この点を深めていくために、人間や環境に対する被害を重視した経済理論を検討する。

3. 公害の政治経済学

人間や環境に対する被害を真正面から取り上げた経済理論に、公害の政治経済学がある。公害の政治経済学は、公害被害が深刻化しつつあった1960年代の日本で、都留重人、宮本憲一、柴田徳衛らによって体系化された。彼らは、当時の日本の公害被害をめぐる具体的な現実と論理的に格闘しながら、公害の政治経済学的分析を進め、現実の問題に実践的、理論的に貢献した(都留 1968)。

公害の政治経済学において出発点をなしていたのは、具体的な現実を直視した「被害論」の実証的・理論的な展開であった(寺西 1997:97)。次いで被害の原因はどこにある

のかという「原因論」、そしてそれらの被害論と原因論を踏まえての「責任論」の検討という順序で議論が組み立てられる。また、それに続いて、問題の解決のためにどのような対策が必要かという「対策論」、さらには、それにかかわる費用負担をどうするかという「費用論」、国民の意識と運動という「主体論」が展開される（寺西 2012: 117-118）。公害の政治経済学の最大の特徴は、それが深刻な被害を受けた公害被害者たちの救済を最大の目標とした点である。それゆえ、被害者救済のための、そして同様の被害を繰り返させないための政策の形成に資する学問が目指された。

上記のような性格を有する公害の政治経済学が生んだ最大の成果は、予防原則と汚染原因者負担原則（Polluter Pays Principle）とを確立させたことにあると言えるだろう¹⁾。以下では、公害の政治経済学における代表的な方法論である社会的費用論の考え方を利用して、予防原則と汚染原因者負担原則の意義を説明する。社会的損失と社会的出費とで構成される社会的費用とは、基本的には、生産過程などの諸活動の結果、第三者または社会が受け、それに対しては環境破壊を引き起こす主体（国家や私企業）に現制度や現体制のもとでは責任を負わせるのが困難なあらゆる有害な結果を指す。ただし、後述するように、社会的費用には、社会的損失の発生そのものを防止する措置をとるために要する出費も含まれる。

社会的損失と社会的出費の関係は、図1の通りである。社会的損失は、実物ベースの概念で、たとえば水俣病で視野狭窄や運動失調になったり死亡したりという被害実態そのものを指す。一方、社会的出費は、貨幣ベースの概念で、公害被害に関わって本来であれば環境破壊を引き起こす（した）主体によって支払われるべき金銭を指すこととする²⁾。

社会的出費は、公害対処出費（図1のA）と公害予防出費（図1のB）とに分かれる。公害対処出費は、具体的には土壌や水の汚染除去に要する出費や被害者の治療などに要する出費で、公害が引き起こされたことによって第三者が負うことになった社会的損失のなかで貨幣換算可能な部分である。それゆえ、公害対処出費は、社会的損失と社会的出費と

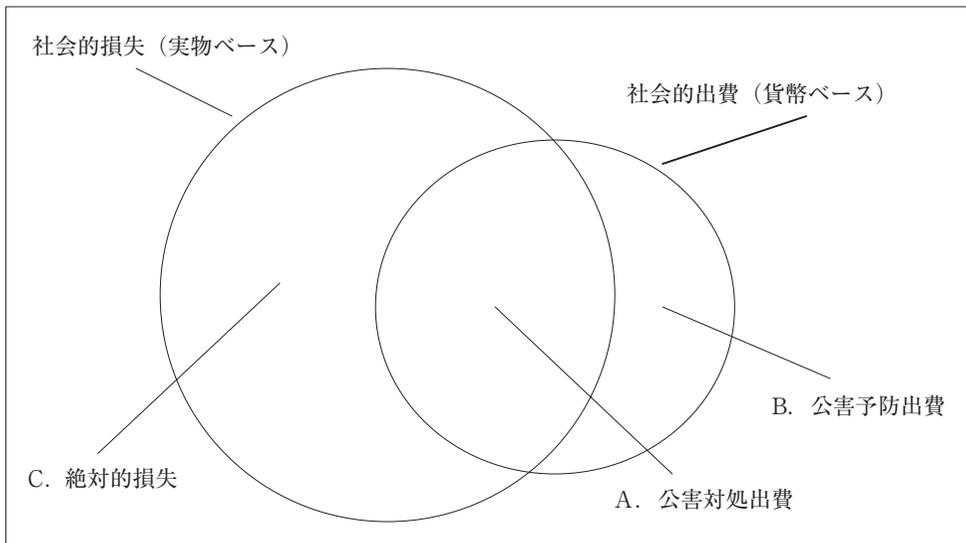


図1. 社会的費用論の枠組み

出所) 筆者作成。

が重なり合う部分となる。

一方、社会的損失のなかには貨幣換算が困難なものがある。被害のなかには治療によって完治するものもあるが、死を筆頭に回復し得ない深刻なものも多数存在する。また、傷が瞬時に治るということはなく、仕事ができない間の経済的損失、精神的な被害も存在する。環境への影響に関して言えば、ある種の放射性物質のように半永久的に汚染が続くものもあるし、街並みの破壊のように完全に元には戻せないものもある。これらのように、一度失われてしまうと二度と元には戻せず、それゆえ貨幣換算が困難な損失のことを、絶対的損失と言う (図1のC)。

絶対的損失の概念を導入したことは、被害のすべてが貨幣換算できるという前提にたつ新古典派経済学の補償原理を批判するものとして重要である。というのは、被害のすべてが貨幣換算できるという前提が導入されることによって、事後的に完全補償しさえすれば、公害を引き起こして構わないという結論が現実の場面では引き出されかねないからである。しかし、被害には絶対的損失の部分も存在するし、私企業などが補償を自発的に完全に実施するという事は通常考えられない。絶対的損失の概念は、「お金ではなく、体や海を返してほしい」といった公害被害者の気持ちを受け止めて組み入れられたとみてよい。この点からも公害の政治経済学は現実の被害を重視した理論であるといえる³⁾。

公害予防出費は、絶対的損失を含む社会的損失を生じさせないために必要な出費である。具体的には汚染源と住宅地の間に緩衝帯を設けるために要する出費や集塵装置などの発生源対策に要する出費などであり、公害予防出費が適切に行われれば、社会的損失 (図の左の円) は生じない。

さて、これまで図1のなかで示された用語を説明してきたわけだが、以下では社会的費用論によって示されるインプリケーションをみていく。社会的費用論が打ち出した重要な原則の一つが予防原則である。すなわち、社会的費用論は、四大公害病をはじめとするような深刻な公害が引き起こされてしまうのであれば、公害が発生してから諸々の事後対策をとるよりも、公害を発生させないように事前に対策をとるほうが社会的費用を少なくできることを明らかにした ($A+C>B$)。そしてこのことは、貨幣換算が困難な絶対的損失の部分を除いても言えることが現実においては重要である ($A>B$)。なぜなら、貨幣換算が困難な社会的損失の数量的把握は難しいが、貨幣換算可能な概念同士であれば、両者の比較が容易だからである。公害予防出費のほうが公害対処出費より小さいのであれば、当然予防のほうが望ましく、結果として貨幣換算困難な絶対的損失も発生しない。端的に言えば、予防が徹底されさえすれば、四大公害病の被害者のような方々を生み出さないで産業活動を行うことができる。

ただし、私企業などの汚染原因者が公害を予防するための政策を自発的に実施することは稀である。そもそも日本においては、チツソをはじめとする企業は公害予防出費を節約し、またその結果生じてしまった公害対処出費の負担をできるだけ避けることで高度経済成長を実現させてきた。換言すれば、社会的費用がどれだけ莫大なものになったとしても、企業の私的利潤を最大化させられれば構わないという姿勢であった。このことを防ぎ、社会的費用を抑えるための原則こそが、汚染原因者負担原則であった。すなわち、公害対処出費を汚染原因者にすべて支払わせることによって、私企業内の判断において $A>B$ が成立するようにするための原則が汚染原因者負担原則であった。

汚染原因者負担原則が特に重要であったのは、理論上では私企業内の判断において $A > B$ が成立している場合であっても、現実の多くの場合において、汚染原因者が公害対処出費の支払いを避けようとしてきたからである。公害対処出費を避ける手段は主に2つで、すなわち、①汚染原因者以外が公害対処出費を支払う（たとえば、汚染企業が全額賠償すべきところを、国家がなんらかの理由で賠償を肩代わりするなど）、②汚染原因者が被害を過小評価することで公害対処出費を本来の額以下しか支払わないというもので、最近では福島第1原発事故の対応においてもこれらの手段が利用されている。しかし、これらの手段が利用されることによって私企業内の判断において $A > B$ が成立しなくなるのであれば、汚染原因者は公害を予防せず、結果、四大公害病のような深刻な被害を再発させてしまうかもしれない。予防原則を実現させるためには、汚染原因者負担原則が徹底されることが不可欠である。

軍事環境問題との関連で公害の政治経済学が重要であったのは、被害を重視するこの考え方が軍事環境問題による被害者たちのために実際に利用されたからである。軍事による国家安全保障という名の下に被害を受忍させ続けられてきた基地周辺住民がどのように予防原則と汚染原因者負担原則を実現させようとしていったのかを以下でみていくが、次節ではまず横田基地公害訴訟提訴の契機となった大阪空港公害訴訟をみる。

4. 大阪空港公害訴訟

予防原則と汚染原因者負担原則は、日本の環境政策上、重要な意義をもった。不十分な点はあったものの、各所での訴訟や1973年10月に成立した公害健康被害の補償等に関する法律などを通じて四大公害病などの被害者の救済を実現させた。

民間部門による産業公害ではなく、公共部門による公害という点で四大公害とは異なる側面をもっていたが、予防原則と汚染原因者負担原則とは、大阪空港公害訴訟においても基本的には引き継がれた。

大阪空港（現在の伊丹空港）は過密住宅地域の真ん中にあり、当時、世界の大都市民間空港の中ではもっとも危険なものだった。その大阪空港が1970年の大阪万博のために拡張されたことにより、ジェット機が導入され便数が増えるとともに、周辺住民に深刻な騒音被害を発生させた。当時は、公共性の名のもとに空港の騒音の環境基準は設定されておらず、政府は公害対策らしい対策をとっていなかった。そのようななか、1969年12月に提訴されたのが大阪空港公害訴訟である。そこでの住民の請求は、①夜間（21時から翌日の7時まで）飛行の停止という差止めと、②過去の被害の損害賠償、③公害対策がとられるまでの将来の被害の損害賠償だった。

訴訟の経緯やそこでの論点についてはほかに詳細な記述があるので本稿では触れないが（宮本 1987: 82-116）、大阪空港公害訴訟によって得られた成果は大きく2つである。1つは航空機による騒音被害への賠償を実現したことである。それまで基幹空港で多数の利用者があるから大阪空港には社会的有用性があるという理由で、多少の被害があっても住民は受忍すべきだと国は主張していた。しかし、訴訟を通じて、公共事業といえども、深刻に環境を破壊している場合には、汚染原因者が損害を賠償すべきだということが確定し

た。

しかし、1974年2月の地裁判決で損害賠償が認められても、空港が存続する限り騒音公害が続くのであるから、生活環境の安寧は確保されない。この点が大きな問題であった。大阪空港公害訴訟の高裁判決は、公害裁判史上の金字塔とも評価しうる判決だったと言われている。1975年11月に下されたこの判決では大阪空港の社会的有用性を是認しつつも、住民の健康や生活に著しい被害を生じさせている場合には公共性を主張するに足らないとして、過去の被害の損害賠償、将来の被害の損害賠償に加えて、航空機の夜間飛行の差止めが認められた。画期的な高裁判決は1981年12月の最高裁判決で覆され、将来の被害の損害賠償と夜間飛行の差止めとが認められないこととなったが、訴訟の影響もあり、当時すでに22時以降の飛行はなくなっていた。大阪空港公害訴訟は、判決では最終的に勝てなかったとはいえ実際にはかなりの程度の夜間飛行の差止めを実現し、周辺地域と空港との共存が可能な状態を生み出した。訴訟の諸成果によりその後の深刻な被害が予防されたことがもう1つの成果である。

民間空港の場合には、住宅防音工事や飛行時間帯の制限に加えて、飛行ルートの変更、飛行高度の引き上げ、低騒音機の導入、離発着回数そのものの制限といった諸々の発生源対策をとることができる。現在においても民間空港における航空機騒音による被害が完全になくなったわけではないが、成田空港問題が生じた成田でも、新たな滑走路の供用が2010年10月から開始された羽田でも、円卓会議や連絡協議会を設置して地域と共生する空港づくりが目指されるようになっていく。

一方、軍事基地の軍用機騒音の場合には、被害者救済と被害予防とはどのような状況にあるのだろうか。

5. 横田基地公害訴訟

大阪空港公害訴訟が航空機騒音の激化を契機に提訴されたのが1969年12月だったが、軍用機による深刻な騒音被害はそのるか以前から発生していた。たとえば多摩飛行場は1945年に米軍に接収され横田基地とされたが、基地が拡張され朝鮮戦争に出撃する戦闘機の出撃基地となった1950年以降には、詳細なデータは存在しないものの、相当深刻な軍用機騒音被害が生じていたものと考えられる。にもかかわらず、横田基地で初めて騒音訴訟が提訴されたのは1976年4月になってからである。この訴訟は、在日米軍の軍用機による騒音被害を問題にした全国で初めての訴訟であった⁴⁾。その後、同様の訴訟が厚木基地や嘉手納基地や普天間基地や岩国基地でも提訴されている。

自衛隊施設や米軍基地をめぐるのは、1950年代から1960年代にかけて基地反対裁判闘争が行われていた。砂川事件や長沼ナイキ事件で米軍の駐留や自衛隊の存在が違憲だという画期的な判決が下されたものの、日米安全保障条約や自衛隊法の憲法違反を真正面から争った訴訟は、その後、国家の統治行為に関する高度の政治問題を裁判所は判断しないという裁判所の態度により停滞していく。そのため、訴訟はイデオロギーの対立の場となり、基地が撤去されることはなく、結局米軍または自衛隊によって生み出された被害者が救済されないまま放置されていくことになってしまった。また、経済学も含めて、軍事環

境問題による被害者の救済と被害予防という観点を視野に入れた学問は当時皆無だった。

横田基地公害訴訟がそれまでの基地反対裁判闘争と決定的に異なっていたのは、イデオロギーではなく、実際の被害を基礎にした訴訟を提訴したことである。換言すれば、憲法第9条から日米安全保障条約や行政協定、自衛隊法を判断するのではなく、実際の被害からそれらの正当性を問うたのである。実際の被害から現在の法制度のあり方を問い直すという方法は、水俣病訴訟や大阪空港公害訴訟をはじめとする公害訴訟の典型的な方法であった。その意味で、横田基地公害訴訟は、軍事という高度に政治的な面をもつとはいえ、典型的な公害訴訟であったといえる。それと同時に、高度の公共性をもつとされていたがゆえに高度の受忍限度が無条件に認められていた軍事活動に対して、人間や環境への被害の観点から初めて異議を唱えた点で、横田基地公害訴訟は画期的な意味をもっていた。しかし、同時に以下にあげる限界もあった。

横田基地公害訴訟は直接的には大阪空港公害訴訟の高裁判決に強く影響を受けて提訴された。そのため、原告の請求も、大阪空港公害訴訟と同じく、夜間飛行の停止という差止めと損害賠償とであった。被害者の救済と被害予防とを求めた争いであったが、大阪空港公害訴訟の成果と比べれば、横田基地公害訴訟の成果は極めて限定的であった。

軍用機被害に対して、横田基地周辺では、横田基地公害訴訟（以下、旧訴訟）と1996年4月に新横田基地公害訴訟（以下、新訴訟）とが提訴されてきた⁵⁾。訴訟の結果、旧訴訟（1～3次）では8億8475万円が、新訴訟（1～3次）では39億5940万円が損害賠償として日本政府から原告らに支払われた（2007年5月に最高裁判決）。しかし、「爆音のない静かな夜を返せ」というスローガンの下で原告が強く求めていた21時から翌日7時までの軍用機の飛行差止め請求は、被告（日本政府）に対して支配の及ばない第三者（米軍）の行為の差止めを請求するものとして、棄却され続けている。新訴訟では、日本政府にくわ

表1. 横田基地における軍用機騒音被害の考慮されざる費用

(単位：人、100万円)

	共通被害				期間合計		訴訟	考慮されざる費用
	75-80 W	80-85 W	85 W以上					
旧騒音 コンター	住民数	64,416	43,296	16,632	124,344	旧訴訟	原告数	752
	共通被害額	59,947	80,584	46,434	186,965		賠償額	1,165
新騒音 コンター	住民数	32,292	12,402	3,978	48,672	新訴訟	原告数	5,957
	共通被害額	11,140	8,557	4,117	23,814		賠償額	3,861
金額計					210,779		5,026	205,753

出所) (林 2011:52) より転載。

注1) コンターとは等音線のことで、被害区域を確定させる役割を果たす。Wはうるささ指数であり、表中の75-80 Wは、うるささ指数が75から80までの区域を表す。

注2) 新旧騒音コンターが引かれていた期間と新旧訴訟の賠償期間とはほぼ一致する。旧騒音コンターの期間は1973年5月～1993年12月で、新騒音コンターの期間は1994年1月～2004年11月である。

注3) 原告数は提訴時の人数を足したもので、実際に賠償を受けた人数とは一致しない。

注4) 賠償額は、弁護士費用と遅延損害金を含む。

注5) 共通被害額は、消費者物価指数(2005年基準)「東京都区部、総合」で実質化した。また、賠償額も共通被害額の変化に見合うように実質化した。そのため、本文で示されている名目の賠償額と表内の賠償額とは数値が異なっている。

えて米国政府を相手どって差止め請求を起こしたが、外国の主権的行為には裁判権が及ばないとして、却下されている。軍用機被害に対する損害賠償は認められるが、根本対策である差止めは国家安全保障上や法律上の理由から認められていない。日本政府は、軍用機騒音被害に関する賠償金を支払っているが、直接の加害者は米軍であるから被告国を訴えるのは本来筋違いだということを前提にしたうえで、第三者である日本政府が米軍に肩代わりして損害賠償することを認めた民事特別法の規定があるから特別に賠償しているに過ぎないという立場をとっており、軍用機騒音に対する責任を真っ向から否定している。責任の所在が明らかにされないまま、日本政府が賠償金を全額支払うという構造があり、この結果、被害者への補償も不十分なままに留まっている。

表1は、横田基地における軍用機騒音の「考慮されざる費用」を推計したものである。ここでの考慮されざる費用とは、日米安全保障体制が最優先される制度下において日本政府や米軍にまったく顧慮されていない費用である。本稿における考慮されざる費用は、「全共通被害額から訴訟での賠償額を減じたもの」として示される。共通被害とは、軍用機騒音による被害のうち同一コンター内に居住する全員に共通する最低限度の被害のことである。そのため、共通被害額は、身体的被害に対する治療費などではなく、あくまで軍用機騒音による各種被害で生じさせられた精神的苦痛に対する慰謝料である。共通被害という考え方によって横田基地周辺住民への最低限度の被害額の算定が可能なのは、軍用機による騒音被害が広範囲性と均質性という特徴をもっているからである。

考慮されざる費用の推計方法についての詳細は別稿をご参照いただきたいが(林 2011: 40-55)、表1をみれば、横田基地周辺住民が多額の考慮されざる費用を押し付けられてきたことがわかる。周辺住民が騒音訴訟を起こすことでこれまで一方的に押し付けられてきた考慮されざる費用の一部が日本政府によって支払われることとなったが、新騒音コンターの期間においてさえ共通被害額の16.2%が損害賠償として支払われているにすぎない。旧騒音コンターの期間はさらにひどく、0.6%が支払われているのみである。1973年5月から2004年11月までの全期間で見えた場合、全共通被害額の2.4%だけが新旧の訴訟を通じて原告らに賠償された。換言すれば、この間の2108億円の全共通被害額のうち、2058億円が考慮されざる費用として横田基地周辺住民に押し付けられてきたのである⁶⁾。旧騒音コンターの期間の0.6%という数値は、日米関係や国家安全保障が国是とされる状況の中において、最低限の訴えを起こすことでさえいかに困難であったかを明確に物語っている。

ここまでみてきたように、軍用機騒音被害の場合、繰り返し訴訟を起こしているにもかかわらず⁷⁾、そこでの成果は、公害対処出費のほんの一部を直接の汚染原因者ではない日本政府に支払わせることができたという程度にとどまっている。そもそも本稿で考慮されざる費用と呼んだものでさえ、公害対処出費の一部にすぎない。というのは、共通被害はそもそも同一コンター内に居住する全員に共通する最低限度の被害を精神的苦痛に対する慰謝料として貨幣化したものにすぎないからである。共通被害を超えて個々の被害者に引き起こされた難聴などの身体被害への医療費や補償は、一切支払われていない。横田基地における軍用機騒音被害の場合には、①直接の汚染原因者である米軍が損害を賠償していないこと(日本政府が支払いを肩代わりしていること)によって、②深刻な軍用機騒音被害に対して長年受忍を強いられてきたうえに、ようやく訴訟によって認められた賠償額

も低額であり、かつ、同一コンター内で共通被害を受けている被害者も訴訟を起こさなければ賠償を受けられないという状況が続いていることによって、汚染原因者負担原則がまったく機能していない。

さらに重大な問題は、民間空港では事実上かなりの程度実現した夜間飛行の差止め（減少）が、軍事基地では訴訟上も事実上も多くのケースで実現していないことである。基地の役割が変更された横田基地では例外的に訴訟を提起した後に軍用機騒音の測定回数が減少したが、それ以外の厚木基地や嘉手納基地や普天間基地では訴訟を起こしているにもかかわらず最近になって軍用機騒音が激化したところもある。また、横田基地周辺の昭島市の測定地点では提訴後、総騒音測定回数で約半分、夜間のみ騒音測定回数で約1000回減少したが、それでも2010年でそれぞれの騒音測定回数は6353回、1565回となっている。すなわち、現在においても軍用機騒音では、十分な被害の予防が実現していない。

軍用機騒音を軽減するために日本政府が行っている主要な対策は住宅防音工事である。2009年4月17日に北関東防衛局によって情報開示された行政文書をもとに横田基地に係る住宅防音工事の実績をみると、1975年度から2006年度末までに、東京都分と埼玉県分とをあわせて合計7万8000世帯、約1744億円が投入されていることがわかる（林 2011: 47）。日本政府が訴訟で賠償することになった50億円の約35倍の資金を投入しているにもかかわらず、住宅防音工事への評判は芳しくない。たとえば、新訴訟高裁判決では、防音工事には一定の騒音軽減効果があることを認めた上で、①窓を閉め切っていたとしても、防音工事に大した効果がないと訴える原告がかなり多いこと、②防音工事による遮音は窓を閉め切らなければ期待した効果が得られないが、窓を閉め切って生活することによる不快感、換気や室温調節に必要な空調機器の稼動に伴う電気料金の問題もあって、常に窓を閉め切った状態で生活することは現実的ではなく、また、防音工事に伴う結露や湿気等の問題も生じていることなどから、「原告らが受けている騒音被害を根本的に解消し、又はそれに近い効果を上げているとは到底いえない」との判断が下されている。

軍用機騒音による被害を軽減するために費用対効果の悪い住宅防音工事を主要な対策としてとらざるをえないのは、軍事基地では、民間空港でのように飛行時間帯の制限、飛行ルートの変更、飛行高度の引き上げ、低騒音機の導入、離発着回数そのものの制限といった発生源対策を十分にとることができなかったからである。

それでは、同じく人間や環境への被害に焦点をあて訴訟を起こしたにもかかわらず、民間空港での騒音被害とは異なり、軍事基地での騒音被害ではなぜ汚染原因者負担原則や予防原則が徹底されえないのであろうか。その主因は、軍事環境問題における被害に他とは異なる特有の性質があるためである。次節ではその特有の性質について考える。

6. 生の破壊

別稿で詳しく触れたことだが、軍事環境問題が深刻化したのは、第2次世界大戦以降である。両大戦を契機に、経済、産業、生産、技術のすべてが戦争遂行計画の中に組み込まれるようになり戦時と平時の連続性が深まったこと（総力戦）、政府の注文によって軍事産業に属する技術が特に保護、奨励されたこと（政府による意図的な発明）、化学兵器や

核兵器をはじめとするきわめて環境破壊的な兵器が誕生させられたことが、軍事環境問題の深刻化と大きなつながりをもっている (林 2011: 173-192)。

人類は長い間、戦争をすれば必ず死者の回収、埋葬をはじめ、兵器の処理や穴埋めなど、戦場の「清掃」を行ってきた。第2次世界大戦期以前には、戦争が生じても、しばらくすれば環境は復元した (江畑 1994: 55)。すなわち、かつての軍事活動は深刻な環境破壊を引き起こさなかったのである。しかし、兵器の性能のみを追求し環境への影響を本質的には無視した形で軍事技術が発展させられたことにより、第2次世界大戦以降に軍事がさまざまな形で大規模に環境を破壊するようになった。軍事が環境に深刻な影響を与えはじめたのはたかだか半世紀ほどであるが、その影響は計り知れないものとなっている。

たしかに、産業公害や公共事業に伴う環境破壊でも深刻な被害が発生してきた。それらの問題は近代化以降、技術が高度化・大型化し生産力が大幅に上昇するにつれて顕在化してきたわけであるが、大阪空港公害訴訟の事例からもわかるように、現在では対策の結果、かなりの程度被害は抑制されている。高度経済成長期を中心に産業活動や公共事業によって諸々の公害が引き起こされてきたが、通常の産業活動や公共事業の場合は、その主目的が人間や環境の破壊にあったわけではない。その意味で経済と環境とは必ずしも相反するものではない。しかし、軍事と環境とは基本的に対立するものである。なぜなら、軍事というのは基本的には人間や環境の破壊を主目的としているからである。軍事活動はその目的において産業活動や公共事業と決定的に異なる。横田基地公害訴訟の事例からもわかるように、産業公害や公共事業に伴う環境破壊とは比べ物にならないほど軍事環境問題の被害が深刻化するのには、軍事が本質的に人間や環境を破壊することを主目的としているからである。自国民の基本的な人権を守るために実施されていたとしても、軍事は直接的には「生の破壊」を目的とするものである。生の破壊、換言すれば、環境との両立不可能性こそが軍事環境問題の被害に特有の性質である。有効な発生源対策を軍事基地でとれないのは、それらの対策が、軍事が優先する価値観 (すなわち生の破壊) と相反するからである。

本稿では軍事環境問題によって引き起こされた被害やそれへの対策をみるなかから、軍事では生の破壊という価値観が優先されていることを明らかにしてきたが、この生の破壊こそが軍事を分析するうえで欠かせない視点になるのではないだろうか。

7. 生の破壊を考慮に入れた経済学

第2節で詳しくみたように、経済学は軍事を扱う際に、人間や環境への被害という視点を正面から取り上げてこなかった。人間や環境への被害を経済理論に組み込んだ公害の政治経済学によってもたらされた成果に刺激を受けて軍用機騒音訴訟が起されたが、ここでは軍事環境問題の被害に特有の性質 (生の破壊) が見落とされていた。そのため、軍用機騒音による被害では被害者救済や被害予防がほとんど実現できていない。また、経済学も、軍事が人間や環境に与える悪影響を捉えられないままである。しかし、核兵器をはじめとする軍事兵器が地球全体に深刻な影響を及ぼしている時代に、人類そのものを減ぼしかねないこれらの被害を無視することは学問上の重大な欠陥ではないか。公害の政治経済

学をベースとしながら、生の破壊という価値観のもとで発生した具体的な被害論を踏まえた原因論、責任論、対策論、費用論、主体論を展開していくことが必要とされている（生の破壊を考慮に入れた経済学）。

スミス以降の経済学の特徴の1つとして、市場の分析がメインになったことがあげられる。財やサービスの価値には、交換価値の側面と使用価値の側面とがあるとされるが、市場での取引を主に規定する交換価値の解明が積極的に進められた反面、使用価値についての議論は深められてこなかった。その結果、稀少性や労働時間といったものが経済価値の標準と広く考えられるようになっていく一方で、財やサービスの性質（非排除性や非競合性）などから市場では適切に評価されえない自然環境や街並みなどは、長い間、ほとんど価値がないものとして扱われてきた。

スミス以降の経済学のもう1つの特徴に数量化できるものの重視があり、古典的貧困の解消という目的とも関わりながら、経済発展の指標として未だに国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）などが利用されることが多い。しかし、軍事環境問題の被害という観点からみたととき、第2節や第3節でみてきた従来までの経済学は、以下の点で再考を迫られていると言わざるをえない。

稀少性や労働時間といった要素が市場での交換価値に影響を与えたととしても、市場で高価に取引されるものが、人間の生活にとって必ずしも意義深いものとは限らない。ますます高度化する軍用機をはじめとする軍事兵器は非常に高価であるが、諸々の軍事環境問題をみれば明らかなように、兵器によって引き起こされる人間や環境への悪影響は計り知れないほど大きい。この点に関連して、経済の目的は単に貨幣の蓄積や交換性の財産のみに関係したのではなく、幸福にして健全なる生活の維持、換言すれば生命であると述べたのはジョン・ラスキンであった。すなわち、価値とは、生活、健康に有効であるものであり、真の富とは、人間生活に役立ち人間の能力を増加するもので、真珠や金のようなものではなく、空気や日光や清浄であると述べている。清浄な水や心地よい街並みや汚染されることなく育った農産物が本来的に備えている人間の肉体や精神の本質を維持し、ときに高める特殊な力にラスキンは価値の源泉をみて、それを本質価値（intrinsic virtue）と名づけた⁸⁾（大熊 2004:102-107）。ラスキンの主張を全面的に支持するかは別にしてここでラスキンを紹介した理由は主に2つで、1つはラスキンが交換価値以外の価値の側面を大切にすべきだと訴えたこと、もう1つは軍事と真っ向から対立する人間的生を価値だと述べたことである。これらの点に、使用価値の議論を深めるヒントが含まれているのではないだろうか。都留重人の著作（Tsuru 1999:224-237）にラスキンについて触れている記述があるが、人間や環境に対する被害を真正面から取り上げた経済理論である公害の政治経済学でさえ、現状では、その体系のなかに人間的生の価値を十分に組み込んでいるとは言いがたい。

上記してきたように、生の破壊を考慮に入れた経済学の要件の1つは、交換価値だけではなく、人間的生に関わる価値の側面を考慮することである。この要件は、軍事がよいものなのか悪いものなのかという問いからたどり着いたものである。生の破壊を考慮に入れた経済学のもう1つの要件は、財やサービスが単に大量に生産されればよいというわけではないという点、以下で詳述するが、換言すれば人間的生に関わる価値（本稿ではとりあえずラスキンの本質価値を利用している）のストック量の重視である。この要件は、軍事

がどのような結果を生んだとしても、従来の経済学では軍事支出が基本的に考察外もしくは「生産的」なものとして是認されてきたことに対して打ち出されている。生の破壊を考慮に入れた経済学は、「人間的生の価値を考慮に入れた経済学」と言い換えられてもいいかもしれない。

現在も経済発展の指標とされている GDP に関してしてみると、それは一定期間内に国内で生産され市場で取引された財・サービスの総額にすぎず、清浄な空気からのサービスといった市場で取引されない財・サービスが含まれないうえ、財・サービスが人間や環境にとってどのような影響を与えるのかはまったく考慮されていない。つまり、単に市場で取引された財・サービスの量を増加させることだけが経済発展とみられる向きがある。近代化によって GDP はそれまでと比較にならないほど増加し財やサービスの選択肢は広がったが、多くの人々が指摘しているように、失われたものも莫大で、幸福にして健全なる生活の維持という意味では後退したといえる。近現代技術の発展は人間的生の向上にとって全体としては大きな役割を果たしたとは言えず、むしろ人間的生を破壊するものになってきた。中世以前につくり出された美しい景観は各地で失われたし、公害・環境問題も引き起こされた。軍事環境問題ではこのことが最も先鋭に現われた。

産業革命以後、生産され市場で取引された財・サービスの総量 (図2の A) を増やすことが特に重視されるようになったが、これは改められる必要がある。というのは、財・サービスの量的な増加だけでは、人間的生を高めていけないことがもはや明らかだからである。必要なのは、(市場で取引されたか否かにかかわらず) 本質価値をもつ財・サービス (C+D) を多く生産することであり、もたない財・サービス (B) の生産量を可能な限り削減していくことである。そして、本質価値をもつ財・サービスの消費 (F) よりも C+D を大きくすることによって、本質価値をもつ財・サービスのストック (E) を増

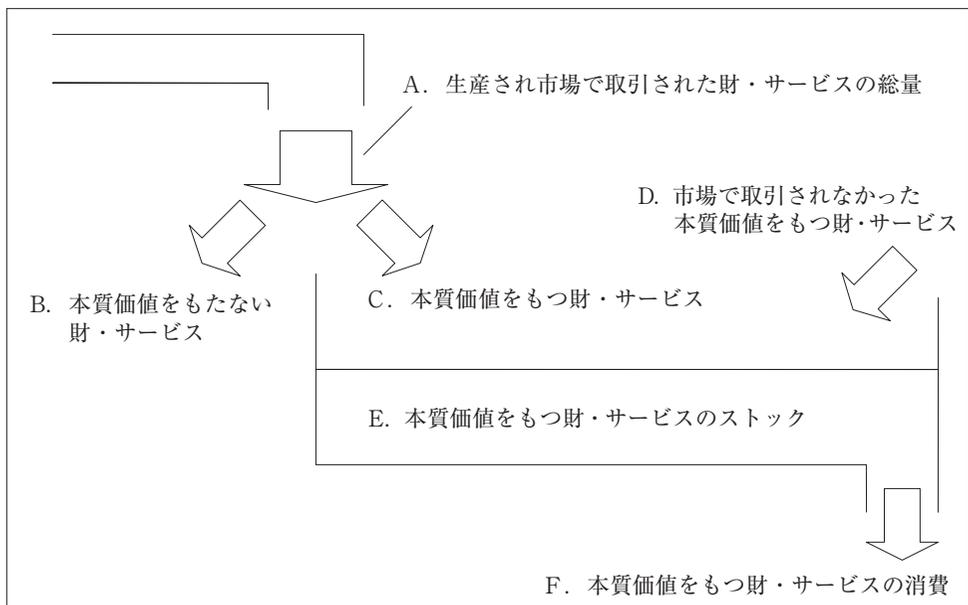


図2. 本質価値をもつ財とサービスのストック概念図

出所) 筆者作成。

やしていくことがよりよい社会を実現させていくうえで重要となる。これまでは一定期間内にどれだけの量の財・サービスを生産するかというフロー面の大小が重視されていたが、これからはどれだけの量の本質価値をもつ財・サービスが社会に蓄積されているかというストック面の大小が重視されることが必要である。ルーズベルトによる軍備拡張政策は多大な雇用をもたらしたかもしれないが、そこから生産される多くは本質価値をもたない財・サービス (B) だったし、ますます軍備が拡張されるなかで発生した資源の浪費や環境の破壊や汚染 (F) によって本質価値をもつ財・サービスのストック (E) は急速に消尽されていった。

ルイス・マンフォードによると、原技術とは、おおよそ1000年から1750年にまたがる時代に主要な位置を占めた技術で、それは、水や風といった動力と主に木材とを利用しながら小規模で分散化した社会の形成を支援したという。産業革命後、原技術は近代技術に取って代わられていくのであるが、マンフォードは以下のように原技術期を高く評価している。すなわち、多少要約すれば、「今日利用可能の馬力に比べるなら、原技術期に利用できた馬力は少ない。しかしどれだけ多量の生のエネルギーが取り入れられたか、それがどれだけ長持ちする商品の生産に取り入れられたかこそが重要である。原技術期のエネルギーは煙になって消えてしまわず、すぐ大量の屑の山になってしまわなかった。村落と庭園とが続いて見通せる秩序ある風景や美しい都市や芸術・文化を作り出した。また原技術期はエネルギーを欠いていなかったのと同じく時間にもこと欠いていなかった。カトリック教の諸国ではこの時期1年に完全に100日もの休日を楽しんでいた。原技術期文明の目標は、18世紀に頹廢にいたるまでは、力そのものというより、生活の深化にあった」(マンフォード 1972:183-190) と述べている。マンフォードの上記の主張は、本質価値をもつ財・サービスのストックを増加させることの重要性を端的に表している。

人間や社会の発展のために、エネルギーを大量に消費する必要はないし、生の破壊を特徴とする技術をわざわざ利用する必要もない。生の破壊を促してきた軍事経済を脱却し、生命を第1に考える技術や産業をいかにして発展させていけるか、本質価値をもつ財・サービスをどれだけ蓄積していけるかが、軍事兵器が地球全体に深刻な影響を及ぼしている時代における経済学の重大な課題となっていくのではないだろうか⁹⁾。

図2は試論の域を出ないが、本稿を終えるにあたって、以下の2点を強調しておきたい。

第1に、軍事環境問題が問うていることの1つに、財・サービスの量を単に増やすことにはもはや大きな意味はなくなったのではないかということがある。古典的貧困の解消は経済学における長年の課題であったが、現代においては財・サービスの不足による貧困というよりは、財・サービスが十分(ときには過度に)供給されているにもかかわらず発生する公害・環境問題のような現代的貧困が重大な問題になっている。経済学が市場の分析を主に対象とするようになるにつれて、市場で扱われる財・サービスの質の消去が行われた。つまり、市場で取引されるものが何であっても、GDPさえ増えればそれは望ましいことだと考えられるようになっていった。しかし、人間的生にとって悪影響を与えるものをよい影響を与えるものと同様に扱うということについて、私たちは考え直す必要があるのではないか。

第2に、経済学は時代の課題に応じてこれまで新しい見方を提示してきたが、そのこと

はこれからも必要であるということである。自由放任主義では解決できない世界恐慌という課題に対してケインズ経済学が考え出されたように、軍事環境問題という地球全体で解決を図らなければならない重大な課題に対しても新たな経済学の考え方が生み出される必要がある。生の破壊を考慮に入れた経済学(人間的生の価値を考慮に入れた経済学)という本稿の主張はその一助になるだろう。

【注】

- 1) 汚染原因者負担原則には、公害の政治経済学から誕生したものと、1972年に経済協力開発機構によって提示されたされたものがある。経済協力開発機構の汚染原因者負担原則は、国際貿易および投資における歪みを回避するための汚染防止に伴う費用の配分のために考え出された原則である。両者は同じく汚染原因者負担原則と呼ばれるが、思想もそこから引き出される政策も大きく異なるので、別物として理解すべきだろう。
- 2) 社会的出費という言葉は、実際に支出された金銭を指す場合があるが(除本 2007:26-30)、本稿では説明の都合上、汚染原因者によって支払われるべき金銭を指すこととする。公害対処出費について言えば、それは社会的損失のなかで貨幣換算可能な部分を最大限に貨幣換算したときの理論上の額である。たとえば精神的苦痛による慰謝料が汚染原因者によって支払われている場合でもない場合でも、公害対処出費の大きさは同一ということになる。後述するように公害対処出費のすべてを汚染原因者が支払うことは稀であるため、公害対処出費と賠償や汚染除去などのために汚染原因者によって実際に支出された金銭とは減多に一致しないことは言うまでもない。
- 3) この点は、公害や環境破壊により生じた外部不経済を内部化しさえすれば問題は解決すると考える外部不経済論と社会的費用論とが大きく異なる点である。
- 4) 自衛隊の軍用機による騒音被害の解決と賠償とを求めた訴訟が、1975年9月に小松基地で横田基地より一足早く提訴されている。
- 5) 横田基地周辺では、新横田基地公害訴訟とは別に、差止めに必要な争点を絞った「横田基地飛行差止め訴訟」が1996年12月に提訴されている。地裁判決は2003年5月、高裁判決は2008年7月(結審日は2007年7月)、最高裁判決は2009年4月に下された。差止めは認められなかった。
- 6) 横田基地飛行差止め訴訟では原告210名に対して約1億9940万円の損害賠償が認められているが、この金額を考慮に入れても考慮されざる費用の推計に大きな違いはない。
- 7) 軍用機騒音の違法性を認める判決が幾度も出されているにもかかわらず被害が続いているため、2012年12月12日には第9次横田基地公害訴訟が、2013年3月26日には第2次新横田基地公害訴訟が新たに提訴された。
- 8) 固有価値と訳される場合もある。
- 9) 多少要約してあるが、柳宗悦の以下の主張も経済学のあり方を考えるときに非常に参考になる。「よいものであればあるほど、たくさんあってよい。水とか空気とかは少ないときに価値があるというより、実はありあまるほどあるがゆえにさらに尊い。少ないゆえに価値が増した場合は、異常な変態的な場合であって、むしろ不幸を意味す

る。最も必要なものは、最もたくさんあってよく、したがって多いということに積極的価値がある。水や空気がありあまるほどあることほど、感謝してよいことはない。このことを忘れて、少なくなるとき、初めて感謝するのは、恩を忘れたしるしである。また、最も必要なものが最もたくさんある場合、それが平凡化してくるということは、果たして嘆くべきことではなく、賛嘆すべきことである。最も大切なものが最も当たり前なものになるなら、われわれが最上の事情に入っていることを告げるであろう。真に優れたものが平凡となるときほど高度の文化はない」(柳 1948)。

【参考文献】

- 江畑謙介 (1994) 『兵器と戦略』朝日新聞社。
- 大熊信行 (2004) 『社会思想家としてのラスキンとモリス』論創社。
- 小椋広勝・島恭彦編 (1968) 『戦争と経済』雄渾社。
- 木原正雄 (1994) 『日本の軍事産業』新日本出版社。
- 齋藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店。
- 坂井昭夫 (1980) 『公共経済学批判』中央経済社。
- 坂井昭夫 (1984) 『軍拡経済の構図』有斐閣。
- サンドラー、T.・ハートレー、K. (1999) 深谷庄一監訳『防衛の経済学』日本評論社 (*The Economics of Defense*, Cambridge University Press, 1995)。
- 島恭彦 (1963) 『財政学概論』岩波書店。
- 島恭彦 (1966) 『軍事費』岩波書店。
- 都留重人編 (1968) 『現代資本主義と公害』岩波書店。
- 寺西俊一 (1997) 「〈環境被害〉論序説」淡路剛久・寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』新日本評論社。
- 寺西俊一 (2012) 「公害・環境問題への政治経済学的アプローチ」『経済研究』第63巻第2号 (2012年4月)。
- 林公則 (2011) 『軍事環境問題の政治経済学』日本経済評論社。
- 藤村瞬一 (1971) 「軍産複合体の起源をめぐって」小原敬士編『アメリカ軍産複合体の研究』日本国際問題研究所。
- マンフォード、ルイス (1972) 生田勉訳『技術と文明』美術出版社 (*Technics and Civilization*, University of Chicago Press, 1934)。
- Tsuru, Shigeto (1999) *The political economy of the environment*, Athlone Press.
- 宮本憲一 (1987) 『日本の環境政策』大月書店。
- 柳宗悦 (1948) 「美と経済」『心』第1巻第1号～第3号。
- 除本理史 (2007) 『環境被害の責任と費用負担』有斐閣。